

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

介護支援専門員が居宅サービス計画を立てる会社としてのネクストプランニングの説明と介護支援専門員が行なうサービス内容及び関連事項の説明

＜令和 8 年 9 月 1 日現在＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：044-589-8575

受付時間：8時30分から17時30分

担当者：稗田 由美子

2. ネクストプランニングの概要とサービス提供に関する概要

1) 名称：ネクストプランニング

2) 所在地：神奈川県川崎市川崎区中島3丁目4-19 ルセーヌ川崎501号

3) 法人設立年月日：令和2年10月19日

4) 提供するサービスと介護保険指定番号：居宅介護支援 1475004196号

5) サービスを提供する地域：川崎市川崎区、川崎市幸区、横浜市鶴見区

6) 同事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員) 常勤 2名(介護支援専門員を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。

介護支援専門員 2名 常勤 2名(内1名が管理者を兼務)

非常勤 0名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

7) 営業日：月曜日から金曜日、祝祭日も営業

但し、12月30日から1月3日までを除く。尚、ご利用者様のご都合で、土曜・日曜でのご面談をご希望される場合は、ご相談に応じさせていただきます。

8) 営業時間：8時30分から17時30分

3. 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

この指定居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等になった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とする。

2) 運営方針

市区町村及び他の指定居宅介護支援事業者・サービス事業者・介護保健施設等との連携を図り、利用者の意思・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サー

ビス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅支援を行なう。

4. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

- 1) 居宅サービス計画の作成依頼を受けます。(電話等)
- 2) ご利用者様・ご家族様と面談します。支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき、必要なサービスの打合せをします。
- 3) 居宅サービス計画作成依頼書を区に提出します。(ご利用者様・ご家族様または介護支援専門員が区に提出します。)
- 4) 居宅サービス計画の原案を作成します。
- 5) サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者の担当者の専門的見地からの意見を踏まえ、プランの検討を行います。
- 6) ご利用者様・ご家族様から、居宅サービス計画についての意見を伺い、反映させます。
- 7) サービス提供事業者に、居宅サービス計画に基づくサービス提供が出来るかどうか問合せます。
- 8) ご利用者様及びご家族様からのご了解を以って居宅サービス計画を確定させ、居宅サービス計画書を作成します。
- 9) 居宅サービス計画書をご利用者様及びご家族様に交付し、同意を得ます。
- 10) サービス提供事業者に、居宅サービス計画を交付し、サービスの提供を指示します。
- 11) サービス提供事業者が、サービスを行います。
- 12) 特段の事情の無い限り、少なくとも月1回あなた様の居宅を訪問しモニタリングを実施します。

5. 利用料金とサービスの終了

1) 利用料金

- ① 居宅介護支援費においては、法定代理受領により私どもの居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、ご利用者様の自己負担はございません。ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日区の担当窓口に提出しますと、払戻しを受けられます。
- ② 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、徴収致しません。
- ③ ご利用者様は、いつでも契約を解約する事が出来ます。解約料は一切掛かりません。

<料金表>

居宅介護支援費 I (i) (取扱件数 45 件未満)	要介護 1・2	月 12,076円
	要介護 3・4・5	月 15,690円
居宅介護支援費 I (ii) (取扱件数 45 件以上 60 件未満)	要介護 1・2	月 6,049円
	要介護 3・4・5	月 7,828円
居宅介護支援費 I (iii) (取扱件数 60 件以上)	要介護 1・2	月 3,625円
	要介護 3・4・5	月 4,692円

*居宅介護支援費 I (ii)

(取扱件数 45 件以上 60 件未満。40 件以上 60 件未満の部分に適用)

*居宅介護支援費 I (iii)

(取扱件数 60 件以上。60 件以上の部分に適用)

<初回加算について>

新規に居宅サービス計画を作成し、指定居宅介護支援の提供を行った場合、また、その他の別に以下に記す厚生労働大臣が定める基準に適合した場合については、¥3,336-の加算が算定されます。

(1) 要介護状態区分が2段階以上変更された際、指定居宅介護支援を行った場合

(2) 過去二ヶ月以上、当該事業所において居宅介護支援の提供をしておらず居宅介護支援費の算定を行っていない場合において、居宅サービス計画を作成し、指定居宅介護支援を行った場合

<入院時情報連携加算について>

入院時情報連携加算 (I): 病院又は診療所に入院した日のうちに(営業時間終了後又は営業日以外の日)に入院した場合は、入院日の翌日を含む)、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合は、2,780円の加算がされます。

入院時情報連携加算 (II): 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合は、2,224円の加算がされます。

<退院・退所加算について>

病院又は診療所、介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設に入院又は入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、退院又は退所に当たって、病院又は診療所、介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、5,004円～10,008円の加算がされます。

* 「初回加算」を算定する場合は、併用して算定できません。

* 入院又は入所期間中につき3回を限度として、算定できます。

<緊急時等居宅カンファレンス加算>

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合において、2,224円の加算がされます。

* 1月に2回を限度として、算定できます。

<通院時情報連携加算>

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合については、¥556ーの加算がされます。

<介護職員等処遇改善加算>

当社は、介護職員の処遇改善を目的として「介護職員処遇改善加算(2.1%相当)」を取得しています。当該加算に伴い、利用者負担額に影響はありません。

2) サービスの終了

① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でご連絡下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者様が要介護認定で非該当(自立)、及び要支援1、要支援2と認定された場合
- ・6ヶ月以上、居宅サービス計画に準ずるサービスの提供が休止された場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになられた場合

④ その他の場合

当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、社会通念を逸脱する行為を行なった場合、破産した場合に、ご利用者様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。又、利用者様やそのご家族様などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 事故発生時の対応

ご利用者様に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、ご家族様、関係市町村に連絡を行なうとともに、速やかに必要な措置を講じます。

7. 秘密の保持

1) 居宅サービス等を円滑にご利用頂くため、サービスの利用申し込み及びそれに付帯する連絡調整、また、サービス担当者会議等を通じて、ご利用者様及びご家族様の個人情報を使用させて頂く場合があります。

2) 居宅介護支援業務を遂行する中で知り得た、ご利用者様及びご家族様等に関する事柄は、秘密事項として、正当な理由がある場合を除いて、他の第三者に漏らしません。

- 3) 担当する介護支援専門員が退職した後についても、正当な利用がある場合を除いて、他の第三者には漏らしません。
- 4) ご利用者様及びご家族様の個人情報の使用については、予め「個人情報使用同意書」により、使用に関する同意を頂きます。

9. 損害賠償

私どもは、サービスの提供にともなって、私どもの責めに帰すべき事由により、あなた様の身体・財産に損害を及ぼした場合は、あなた様に対してその損害を賠償します。

10. 当社の居宅介護支援の特徴

- 1) 「おもてなしケア」の実践をモットーにしております。
- 2) ご利用者様が本当に必要とするサービスを、ご利用者様及びご家族様と十分に打合せをする中で見つけて行きます。
- 3) 居宅サービス計画ガイドラインに基づいて、ご利用者様のサービスニーズを把握します。
- 4) ご利用者様のADLの維持向上と安全の確保を最優先に考えケアプランを作成します。
- 5) 介護支援専門員の変更をご希望される場合はお申し出下さい。

11. サービスに関する苦情の申し立て

- 1) 当社の苦情・相談担当者の氏名及び連絡先

① 管理者 稗田 由美子

電話番号 : 044-589-8575

② 当センターご利用者相談・苦情担当

電話番号 : 044-276-9145

- 2) 当社以外に、区の福祉・介護担当窓口で苦情を伝えることが出来ます。

市区町村名

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話番号: 044-200-2910

横浜市健康福祉局 介護事業指導課

電話番号: 045-671-3461

鶴見区 高齢・障害支援課

電話番号: 045-510-1770

公的団体名

神奈川県国民健康保険団体連合会

電話番号: 045-329-3447

11. 当社の概要

- 1) 名称・法人種別 合同会社 NEXT LIFE
- 2) 本社所在地 神奈川県川崎市川崎区追分町 1-5
- 3) 電話番号 044-276-9145
- 4) 代表者役職・氏名 代表社員 富永 章裕

5) 営業所数(取り扱いサービス種別)

サービス種類	営業所数
通所介護（介護予防通所介護含む）	1ヶ所

12. サービス事業者の選定

- 1) サービス事業者の選定にあたって、あなたは複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 2) あなたは居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

13. 医療機関との連携に関するもの

- 1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- 2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- 3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

14. 相談支援事業者との連携に関するもの

- 1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

15. ハラスメント対策

当社の職場環境や利用者への居宅介護支援の提供において、ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)の防止のための取り組みとして、指針の作成、職場内・ご利用者様やご家族様(代理人を含む)との関わり、関係機関との連携等におけるハラスメント対策、研修の実施等を行います。

居宅介護支援の提供においてご利用者様、ご家族様または代理人のいずれかによるハラスメント行為が発生し、適切に支援を提供できない状況になった場合にはサービスの中断や契約の解除をすることがあります。

16. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理責任者・稗田 由美子
-------------	--------------

2) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため年1回以上の定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

4) 成年後見制度の利用を支援します。

5) 苦情解決体制を整備しています。

6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

17. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

1) 感染症の予防及びまん延を防止のための従業者に対する年2回以上の研修及び訓練の実施。

2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の設置、指針整備等)

18. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、各種会議(サービス担当者会議及び入院中のカンファレンス等)を感染症防止や多業種連携促進の観点から、利用者等の同意を得られた上でテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

19. 業務継続計画(BCP)の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

以上

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行い、本書面を交付しました。

事業者

＜住 所＞ 神奈川県川崎市川崎区中島3丁目4-19
ルセーヌ川崎501号

＜名 称＞ ネクストプランニング
合同会社 NEXT LIFE

＜説明者＞ 所属 居宅介護支援 ネクストプランニング

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明及び書面の交付を受け、それに同意しました。

同意日 令和 年 月 日

(利用者)

＜氏名＞ _____

(利用者家族)

＜氏名＞ _____

(代理人)*代理人を選定した場合

＜氏名＞ _____